



ページ番号

1016361・1016377

リノベーションまちづくりを進めています

産業政策課
(西庁舎1階)

☎0538-37-4904

FAX0538-37-5013

空き家や空き店舗を活かし、人が集まるまちに

まちの空き家や空き店舗、使われていない広場など、「まだ眠っているまちの資源」を活かして、磐田のまちをもっと元気にする取り組みが始まっています。

「リノベーションまちづくり」とは

古い建物や使われていない場所を新しく作り直すのではなく、今の暮らしや地域に合わせて活かすリノベーションの考え方をまち全体に広げ、空き店舗や人材、歴史などの「今あるもの」を活かして、人が集まる場や活動を増やすまちづくりの方法が、リノベーションまちづくりです。

人口増加の時代は、新しく建物を増やすことで発展しましたが、現在は人口減少により空き家・空き店舗が増えています。そのため、これからは行政だけでなく民間と連携し、今あるものを「活かす」まちづくりが重要とされています。

リノベーションまちづくりの進め方

- ①空いている建物や場所を活かし、人が集まる店や活動を生み出す
- ②魅力的な場所ができる、人や店が集まり、周辺にも広がる
- ③こうした動きが人の流れや経済を活性化にし、地域の価値を高める
- ④さらに公園や広場など公共空間を整え、変化を促し、民間投資を呼び込む

地域の力を活かしたまちづくり

民間のアイデアや取り組みを中心に進めながら、行政が相談や情報提供、ルールづくりなどで支えることで、地域全体の魅力向上につなげていきます。

不動産オーナーの皆さんへ

空き店舗や空き家の活用は、まちのにぎわいづくりにつながる大切な取り組みです。「まちのためなら貸したい」「活用したい」といったご相談がありましたら、ぜひお気軽にご連絡ください。

市民の皆さんへ

イベントへの参加やアイデアの提案など、ぜひまちづくりにご参加ください。「やりたいこと」や「すでに取り組まれていること」などがありましたら、お気軽にご連絡ください。

中心市街地の民間の動き

実際に、リノベーションまちづくりに取り組む団体があります。

【まちのためのあつまり「ロ」】

地域の若手商業者による組織で、まちづくりやジュビロードでの新規出店支援を積極的に行っています。発信・交流・企画・運営を店主自らが主導して行うことで好循環を生み、楽しく熱のあるまちを作ることを目指しています。

▼今までの主な取り組み

まちづくり講演会開催、若手商業者出店支援、静岡産業大学とのコラボイベント実施 など



【特定非営利活動法人 いわたタウンマネジメント】

まちづくりを推進する有志が集まり、賑わいのあるまちづくりを目指しています。

▼今までの主な取組

ほこみち、磐田駅北口多目的広場を活用したイベント（クソノキ市場、クソノキカフェ）実施 など

リノベーションまちづくり講演会

リノベーションスクール

市でも、まずはJR磐田駅前の中心市街地から取り組みを進めています。

まちづくりに関わる人材育成を目的に、講演会やリノベーションスクールを開催します。詳細は、市ホームページでご確認ください。

【リノベーションまちづくり講演会】

とぎ 5月30日(土)13時～14時30分

【リノベーションスクール】

6～8人のチームを3組編成し、空き家や空き店舗などの物件を対象に、事業プランを作成します。

最終日には、不動産オーナーに向けて各チームが公開プレゼンテーションを行い、事業化を目指します。

とぎ 7月3日(金)・4日(土)・5日(日)

※スクール生は5月下旬～6月上旬に募集予定です

個人市県民税の改正

市民税課
(本庁舎1階)

☎ 0538-37-4826

FAX 0538-33-7715

個人市県民税の改正点についてお知らせします

物価上昇や就業調整への対応として、給与所得控除の見直しや大学生年代の子に関する特別控除の創設、扶養親族などの所得要件の引き上げが行われます。

給与所得控除の見直し

給与所得控除について、55万円の最低保障額が65万円に引き上げられました。

<給与所得控除額>

給与の収入金額	給与所得控除額	
	改正前	改正後
162万5,000円以下	55万円	65万円
162万5,000円超 180万円以下	収入金額×40% -10万円	
180万円超 190万円以下	収入金額×30% +8万円	

※190万円超は従来どおり

<扶養親族などの所得要件>

区分	所得要件 (収入が給与だけの場合の収入金額)
扶養親族、 同一生計配偶者、 ひとり親の 生計を一にする子	58万円以下 (123万円以下)
配偶者特別控除の 対象となる配偶者	58万円超 133万円以下 (123万円超 201万5,999円以下)
勤労学生	85万円以下 (150万円以下)

扶養親族などの所得要件の改正

各種扶養控除などの対象となる扶養親族などの所得要件が見直されました。

<特定親族特別控除早見表>

特定親族の合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額)	控除金額
58万円超 95万円以下 (123万円超 160万円以下)	45万円
95万円超 100万円以下 (160万円超 165万円以下)	41万円
100万円超 105万円以下 (165万円超 170万円以下)	31万円
105万円超 110万円以下 (170万円超 175万円以下)	21万円
110万円超 115万円以下 (175万円超 180万円以下)	11万円
115万円超 120万円以下 (180万円超 185万円以下)	6万円
120万円超 123万円以下 (185万円超 188万円以下)	3万円

特定親族特別控除の創設

所得者が、生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の特定親族(配偶者および事業専従者を除く)を有する場合は、その特定親族1人につき、当該特定親族の合計所得金額に応じて一定額を所得者の総所得金額から控除する「特定親族特別控除」が創設されました。

もり 森林づくり県民税の課税期間の延長

県は、平成18年度から県民の皆さんにご負担をいただき、荒廃森林の整備を進めています。一方で、集中豪雨な

などによる山地災害発生リスクが高まっていることから、事業を継続し森林づくり県民税を5年間延長させていただきます。引き続き皆さんのご理解をお願いいたします。

問い合わせ

【森林づくり県民税に関すること】

静岡県税務課

☎ 054-221-2337

静岡県中遠農林事務所

☎ 37-2301



ページ番号
1002139

木造住宅の

耐震化助成制度を継続

建築住宅課
(西庁舎2階)

☎0538-37-4899
FAX 0538-33-2050

耐震化助成制度の申請はお早めに

木造住宅の耐震化助成制度

市は、昭和56年5月31日以前の基準（旧耐震基準）により建築された木造住宅などの耐震対策について、令和8年度以降も助成制度を継続します。

耐震補強工事および除却工事（取り壊し工事）の助成制度は、申請前に耐震診断を実施し、現状の耐震性能を確認する必要があります。

市では、無料耐震診断の申し込みを受け付けています。耐震診断を希望される方は、お早めに建築住宅課までご連絡ください。

耐震化が困難な場合、命を守る対策として耐震シェルターや防災ベッド設置の助成制度もあります。この助成制度は、申請前の耐震診断は不要です。



木造住宅の耐震助成制度

対象	昭和56年5月31日以前に建てられた耐震性能の低い木造住宅
補助額	耐震補強工事 最大110万円（上限：工事費の80%） 除却工事 最大40万円（上限：工事費の23%）
備考	耐震診断を実施していない方に、市の無料耐震診断の制度があります
対象	昭和56年5月31日以前に建てられた木造住宅
補助額	耐震シェルター・防災ベッド設置 最大50万円（最大で設置費の6分の5）
備考	耐震診断は不要です

その他の助成制度

住宅の耐震化以外にも助成制度があります。

①瓦屋根の耐風診断・耐風改修

強風による瓦の飛散防止を目的に、令和4年1月1日から瓦屋根の取り付け基準が強化されました。これに伴い、令和3年12月31日以前に建てられた住宅の瓦屋根を対象に、耐風診断や改修工事の補助を実施しています。

補助の適用は瓦屋根のみで、瓦屋根全面の葺き替えが必要です。

②ブロック塀などの撤去・建て替え

住宅や事業所から避難所に向かう道路に面した4段積み以上の倒壊の危険性のあるブロック塀などの撤去をする費用が補助の対象になります。

また、ブロック塀が緊急輸送路や小中学校の通学路に面している場合は、安全な塀（金属製フェンスなど）に建て替えを行う費用も対象になります。

なお、ブロック塀などが補助対象に該当するかを、事前に市が現地確認しますので、申請前にご連絡ください。

各助成制度の詳細や申請手続きについては、市ホームページまたは建築住宅課までお問い合わせください。

住宅の瓦屋根の耐風診断・改修工事の助成制度

対象	令和3年12月31日以前に建てられた住宅の瓦屋根
補助額	耐風診断 最大2万1千円（診断費の3分の2） 耐風改修 最大55万2千円（工事費の23%）※耐風改修は瓦部分の全面葺き替えが必要
ブロック塀などの撤去・建替えの助成制度	
対象	撤去：避難路に面した4段積み以上の倒壊の危険性のあるブロック塀など 建替：緊急輸送路または小中学校の通学路に面した倒壊の危険性のあるブロック塀など
補助額	撤去費用 緊急輸送路沿道：撤去するブロック塀などの長さ(m)×13,320円(上限：工事費の3分の2) 上記以外：撤去するブロック塀などの長さ(m)×4,600円(上限：工事費の2分の1) 建替費用 緊急輸送路沿道：建替するブロック塀などの長さ(m)×38,920円(上限：工事費の3分の2) 通学路沿道：建替するブロック塀などの長さ(m)×23,800円(上限：工事費の2分の1)

1歳でも誰でも通園制度

幼児教育保育課
(1 プラザ3階)

☎0538-37-2754

FAX 0538-37-4631

1歳でもの育ちを応援する新たな通園制度

1歳でも誰でも通園制度とは

全てのこどもの育ちを応援し、保護者の就労要件を問わず時間単位で柔軟に保育所などを利用できる新たな通園制度です。

利用料金

1時間あたり300円
※給食やおやつがある場合など、実費負担が必要となる場合があります

実施施設

一般型

専任の保育士を配置し、年間を通じて受け入れます。

施設・龍の子幼稚園、四季の風保育園

余裕活用型

通常の保育のクラスに空きがある場合に、その範囲で受け入れます。

施設・いずみ第三保育園、聖隷こども園

も園(ここのとり東、子育てセンターみなみしま、岩田こども園、ハグくみベビー警田園)

※利用方法など詳しくは市ホームページをご覧ください

利用時間

月10時間の枠内で1時間単位
※前月の未利用分は、翌月に繰り越して利用することはできません

新婚さんの新たな生活を応援します

こども未来課
(1 プラザ3階)

☎0538-37-2808

FAX 0538-37-4631

結婚新生活支援事業助成金のご案内

新婚世帯の皆さんへ、住居費や引越費用の一部を助成します。

助成対象世帯

令和8年1月1日以降に婚姻届を提出し受理された夫婦

・夫婦の合算所得が500万円未満であること(貸与型奨学金返済額は所得に含めない)

・婚姻日に夫婦共に39歳以下

・申請時に、次のいずれかの講座などを夫婦共に受講していること

- ①ライフデザイン支援に関する講座
- ②プレコンセッションケアに関する講座
- ③医療機関への妊娠・出産に関する相談
- ④共働き・子育てに関する講座(夫のみの受講も可)

※受講する講座(動画視聴)については、こども未来課が準備します

※その他の条件などは市ホームページをご覧ください

※申請期間

令和9年2月末日まで

申請方法

対象費用

令和8年4月1日から申請日までに支払った婚姻に伴う住宅取得費用、住宅リフォーム費用、住宅賃貸費用、引越し費用

補助限度額

婚姻日に夫婦いずれかの年齢の高い方が29歳以下の場合60万円、婚姻日に夫婦いずれかの年齢の高い方が30歳以上39歳以下の場合は30万円

申し込み方法

申請書(市ホームページからダウンロード可)に必要書類を添えて、直接こども未来課へ提出
※事前に電話予約をお願いします

申請期限

令和9年2月末日まで



ヤマハクリーンウォーターシステムを活用した実証実験

政策推進課
(本庁舎 4階)

☎0538-37-4805
FAX 0538-36-8954

災害時の生活用水を共創で

市とヤマハ発動機㈱は、令和7年7月8日に地方創生に関する包括連携協定を締結しました。

同協定に基づき、災害発生時における生活用水の確保体制の強化と、防災教育・SDGs教育の推進を目的に、小型浄水装置「ヤマハクリーンウォーターシステム」をかぶと塚公園内に設置し、4月から実証実験を開始しました。同社における防災観点での設置は全国初です。

水の大切さを伝える

国内で過去に発生した大規模災害では、断水などにより、生活用水の確保が課題となりました。市でも大規模災害発生時の生活用水確保の取り組みを進めていますが、今回の実証実験で、災害時の給水体制のさらなる強化を目指します。

また、実際の設備を教材に活用して、防災教育やSDGs教育を推進していきます。

ヤマハクリーンウォーターシステム

自然の水浄化の仕組みを応用し、装置近くを流れる水をくみ上げ、前処理やバイオ、ろ過など計8槽で浄水します。アジアやアフリカの水道設備が行き届かない国・地域を中心に導入されています。



▲ヤマハクリーンウォーターシステム

ページ番号
1013401

いわたおんぱく 体験プログラムを募集

観光政策課
(本庁舎2階)

☎0538-37-4819
FAX 0538-32-3946

地域の魅力を発信してみませんか

いわたおんぱく(磐田温故知新博覧会)は、市が有する文化・歴史・自然・産業、さらには地域のお店のサービスや人の魅力など「地域資源」を活用し、体験プログラムとして提供します。参加者には、博覧会を楽しむように体験していただきます。本年度の開催期間は、10月中旬から12月下旬を予定しています。開催にあたり、体験プログラムを企画・提供する事業者を募集します。

事業者参加費

1プログラム 8000円

申込

「いわたおんぱくウェブサイト」より、案内に従って事業者登録を行ってください。登録の受付は、6月5日(金)午前9時から開始します。カタログ紙面の都合上、公募は先着順で27事業者を目安に一旦締め切り、調整します。

事業者向け説明会

事業の概要やプログラム実施に向けた進め方について、説明会や個別相談会を予約制で実施します。詳細や申し込み方法は「いわたおんぱくウェブサイト」でご確認ください。

プログラム内容

産業、歴史、文化、自然などの体験(昨年度：船釣り教室、歴史ガイドツアー、座禅体験、地元の食プログラムなど)

問い合わせ

いわたおんぱく事務局/磐田市観光協会
☎・FAX 33-11222



▲ウェブサイト

国民健康保険・後期高齢者医療制度

医療費通知送付回数の変更

国保年金課
(本庁舎1階)

☎0538-37-4833

FAX 0538-37-4723

通知の発送回数が変更になります

今年度の医療費通知は次の通りとなりますので、ご注意ください。

また、確定申告などの医療費控除に使われる方は、大切に保管しておいてください（記載のない診療分は領収書で申告する必要があります）。

国民健康保険

	送付月(予定)	記載診療年月
2回目	令和9年3月上旬	令和8年11~12月分
1回目	令和9年1月上旬	令和8年1~10月分
1回目	令和9年2月上旬	令和7年12月、 令和8年11月

後期高齢者医療制度

医療費の確認方法

マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナンバーからご自身の医療費（窓

調査へのご理解とご協力をお願いします

市職員による実地調査

市では、固定資産への適正かつ公正な課税を確保するため、土地・家屋・償却資産の実地調査を行っています。市職員が調査に伺いますので、ご協力をお願いします。

※調査には、「固定資産評価補助員証」を携帯した職員が伺います

調査期間

通年

対象地域

市内全域

調査方法

①土地・家屋

道路からの外観調査です。市内全域を巡回しながら、土地・家屋の現況と課税状況に相違がないかを調査します。

令和8年1月2日以降に分筆・合筆

固定資産税の実地調査を実施します

資産税課
(本庁舎1階)

☎0538-37-4809

FAX 0538-33-7715

された土地や利用状況に変更があった土地、家屋の取り壊しや用途変更などを確認します。

②償却資産

申告内容の確認のため、事前に連絡の上、固定資産台帳などの提出をお願いする場合があります。

詳細な実地調査（土地・家屋）のお願い

道路から見えない部分や、土地・家屋の利用状況と課税状況に相違がある場合は、立ち入り調査をさせていただきます。ご了承ください。

また、新築（増築）家屋は完成後、事前に連絡の上、現地に伺い調査をさせていただきます。ご理解とご協力をお願いします。





ページ番号
1016348

資源循環アワード開催

ごみ資源循環課
(磐田市クリーンセンター内)
☎0538-37-4812
FAX 0538-36-9797

みんなのSDGs大募集

市は、積極的にSDGsに取り組む市民・企業・学校・団体の中から資源循環に貢献した取り組みを表彰する「資源循環アワード」を初めて開催します。受賞した事例を広く発信・紹介し、持続可能で身近な資源循環をさらに進め、循環型社会の実現を目指します。多くの方のご応募をお待ちしております。

応募方法

電子申請または所定の様式(市ホームページからダウンロード可)に必要な事項を記入して郵送で「ごみ資源循環課(〒438-0001 磐田市刑部島301)へ提出」



▲電子申請

応募期限

8月31日(月) ※当日消印有効

審査

最優秀賞および優秀賞(数点)を選考予定

※9月以降に結果を発表します。受賞者には表彰式にて賞状と副賞を贈呈

応募資格

市内在住の個人、市内に事業所がある企業や学校、団体

※応募は一人(一団体)1点まで。自薦、他薦問いません。他薦の場合は必ず該当者の了承を得てください

注意事項

・ご提出いただいた書類は返却しません
・個人情報以外の目的に使用することはありません



令和8年度特別職・部局長 をご紹介します

安心できるまち！ 共に創ろう魅力ある磐田

広報広聴・
シティプロモーション課
(本庁舎2階)
☎0538-37-4827
FAX 0538-32-3946

- (前列 右から)
- 経済産業部長 牧野 ひろみ
 - 健康福祉部長 佐原 直美
 - 企画部長 鈴木 壮一郎
 - 病院事業管理者 山崎 薫
 - 副市長 真壁 宏昌
 - 市長 草地 博昭
 - 副市長 内野 昌美
 - 教育長 山本 敏治
 - 危機管理監 鈴木 一洋
 - 総務部長 鈴木 賢司
 - 病院事務部長 仲村 美帆子
- (後列 右から)
- 財務担当部長 宮本 典寿
 - こども部長 寺田 尚人
 - スポーツ文化観光部長 伊藤 修一
 - 自治市民部長 伊藤 方伸
 - 教育部長 鈴木 智也
 - 会計管理者 富田 和孝
 - 消防長 高尾 正博
 - 環境水道部長 西山 実
 - 建設部長 鳥居 利成
 - 市長戦略監 寺田 親史
 - 議会事務局長 山下 和洋
 - 建設部理事 百瀬 大志

上水道水質検査の報告

定期的に水質検査を行っています

水質検査について

市は、安全で安心な水道水を供給するため、定期的に水質検査を実施するとともに、水源の特性や安全性、効率性を踏まえた水質検査計画を策定しています。

今後も「安心・安全で当たり前」を目標に、適切な水質管理に努めてまいります。

災害に備えて

- ・日頃から水道水のくみ置きをしておきましょう
- ・浄水器を通した水は、保存に必要な塩素が除去される可能性があるため、蛇口から直接くんでください
- ・できるだけ容器いっぱいまで入れ、空気に触れないようにしましょう

貯水槽の清掃について

- ・貯水槽の管理は設置者の義務です
- ・清掃は毎年1回以上実施してください

令和7年度 上水道水質検査結果

全ての検査箇所水質基準に適合しました

検査項目	基準値	検査結果
一般細菌	100 個 / m ℓ以下	0~1 個 / m ℓ以下
大腸菌	不検出	不検出
塩化物イオン	200mg/ ℓ以下	3.5~13 mg/ ℓ
有機物	3mg/ ℓ以下	0.2未満~0.7 mg/ ℓ
pH値	5.8~8.6	7.3~7.9
味	異常でないこと	異常なし
臭気	異常でないこと	異常なし
色度	5度以下	0.5度未満
濁度	2度以下	0.1度未満~0.1 度

上下水道工事課
(福田支所2階)

☎0538-58-3281

FAX 0538-58-3271

水道メーターの検針と 定期交換にご協力を

上下水道料金センターからお願い

水道メーターの検針

水道メーターの検針は、地区によって偶数月検針と奇数月検針に分け、2カ月ごとに検針員が訪問して行っています(休日や天候などによって数日前後する場合があります)。

猛暑日が続く夏季については、熱中症リスクが高い時間帯を避け、朝夕に検針を行うことがありますので、ご理解をお願いいたします。

- ・6~9月 午前7時30分~日没まで
- ・10~5月 午前8時30分~日没まで

水道メーターの管理

- 水道メーターの検針をスムーズに行うために、次の点にご協力ください。
- ・メーターボックスの上に物を置いたり、車を停めたりしないでください
 - ・犬はメーターボックスから離れたところに近づかないでください
 - ・メーターボックスの中や周りは、きれいにしておいてください

水道メーターの定期交換(無料)

水道メーターは計量法により設置から8年以内に交換が必要です。該当する方には、作業のお知らせ通知を配付した後、市が委託した指定給水装置工事業業者が作業に伺います。

- ・作業中は、一時的に水が使えなくなります
- ・作業前に作業員が声掛けしますが、留守の場合でも交換作業を行います
- ・止水栓などのメーター周辺部品の交換が必要になった時には、部品代がかかる場合があります

指定給水装置工事業業者

水道メーターの交換など水道の給水設備の工事は、市が指定する給水装置工事業業者が行います。詳しくは、市ホームページで確認してください。



▲ホームページ

上下水道料金センター
(福田支所2階)

☎0538-58-3070

FAX 0538-58-3071